

投資信託説明書
(交付目論見書)

使用開始日

2024年12月18日



(年3%目標払出) のむラップ・
ファンド (普通型)

(年6%目標払出) のむラップ・
ファンド (普通型)

追加型投信 / 内外 / 資産複合

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は野村アセットマネジメント株式会社のホームページに掲載しています。なお、ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に記載しています。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

委託会社 ファンドの運用の指図を行なう者

野村アセットマネジメント株式会社

■金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第373号

<照会先> 野村アセットマネジメント株式会社

●サポートダイヤル

0120-753104 <受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

●ホームページ

<https://www.nomura-am.co.jp/>

受託会社 ファンドの財産の保管および管理を行なう者

野村信託銀行株式会社

| ファンド名 | 商品分類 | | | 属性区分 | | | | |
|---------|---------|--------|-------------------|----------------------|-------------|------------------|----------------------|-------|
| | 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産 (収益の源泉) | 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ |
| 年3%目標払出 | 追加型 | 内外 | 資産複合 | その他資産 ^(注) | 年6回 (隔月) | グローバル (日本を含む) | ファンド・ オブ・ ファンズ | なし |
| 年6%目標払出 | | | | | | | | |

(注) (投資信託証券(資産複合(株式、債券、不動産投信)資産配分変更型))

*属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でご覧頂けます。

<委託会社の情報>

■設立年月日：1959年12月1日

■資本金：171億円（2024年10月末現在）

■運用する投資信託財産の合計純資産総額：61兆9881億円（2024年9月30日現在）

この目論見書により行なう（年3%目標払出）のむラップ・ファンド（普通型）/（年6%目標払出）のむラップ・ファンド（普通型）の募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社（委託会社）は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年12月17日に関東財務局長に提出しており、2024年12月18日にその効力が生じております。

- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。



ファンドの目的・特色

■ ファンドの目的

信託財産の成長と安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行ないます。

■ ファンドの特色

主要投資対象

日本の金融商品取引所に上場している上場投資信託証券（ETF）^{※1}を実質的な主要投資対象^{※2}とします。

※1 投資対象とするETFは、各々国内株式、国内債券、外国株式、外国債券、国内REIT、外国REITの市場指数に連動する投資成果を目指して運用されるETFとします。

※2 「実質的な主要投資対象」とは、外国投資信託や「野村マネー マザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

投資方針

「(年3%目標払出)のむらップ・ファンド(普通型)/ (年6%目標払出)のむらップ・ファンド(普通型)」は、分配方針の異なる「年3%目標払出」と「年6%目標払出」の2本のファンドから構成されています。

- 円建ての外国投資信託「ノムラ・マネージド・マスター・トラストーグローバル・バランス・ファンドーデキュムレーティングクラス6」および国内投資信託「野村マネー マザーファンド」を投資対象とします。
- 通常の状態においては、「ノムラ・マネージド・マスター・トラストーグローバル・バランス・ファンドーデキュムレーティングクラス6」への投資を中心とします[※]が、投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および流動性ならびにファンドの資金動向等を勘案のうえ決定します。

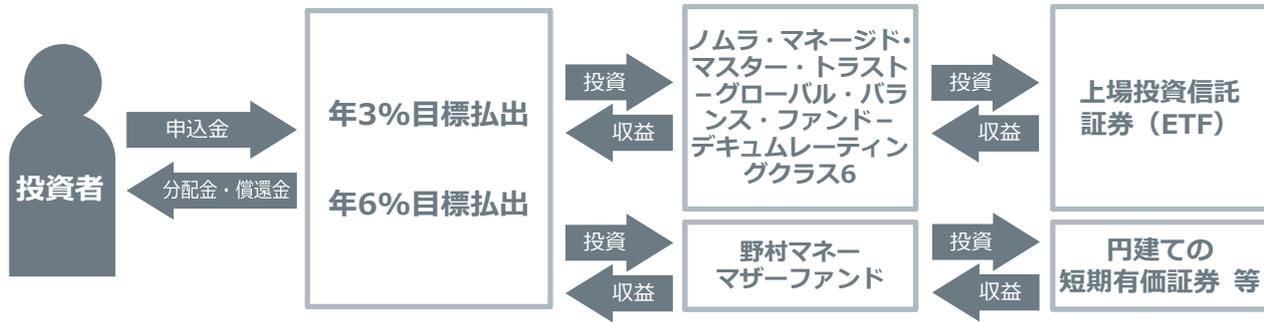
※通常の状態においては、「ノムラ・マネージド・マスター・トラストーグローバル・バランス・ファンドーデキュムレーティングクラス6」への投資比率は、概ね90%以上を目処とします。

- ファンドの基準価額（1万口あたり。支払済みの分配金累計額は加算しません。）が90営業日連続して一定水準（3000円）以下となった場合には、短期有価証券、短期金融商品等の安定資産による安定運用に切り替えることを基本とします。
 - ・ 市況動向等によっては安定運用への切り替えを速やかに行なうことができない場合があります。
 - ・ 基準価額が90営業日連続して一定水準（3000円）以下となり安定運用に切り替えた場合には繰上償還します。



ファンドの目的・特色

- ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。



資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。



ファンドの目的・特色

投資対象とする外国投資信託の概要

ノムラ・マネージド・マスター・トラスト・グローバル・バランス・ファンド・デキュムレーションクラス6

(ケイマン諸島籍円建外国投資信託)

<運用の基本方針>

主要投資対象

日本の金融商品取引所に上場している上場投資信託証券（ETF）

- ・日本の金融商品取引所に上場しているETFを主要投資対象とし、信託財産の成長と安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行なうことを基本とします。
- ・株式、公社債およびREITに投資することがあります。
- ・ETFへの投資を通じて、国内株式、国内債券、外国株式、外国債券、世界REIT（国内REITおよび外国REIT）に分散投資を行ないます。
- ・投資対象とするETFは、各々国内株式、国内債券、外国株式、外国債券、国内REIT、外国REITの市場指数に連動する投資成果を目指して運用されるETFとします。
- ・2024年10月末時点では、下記のETFを投資対象とします。

銘柄名

NEXT FUNDS TOPIX連動型上場投信

NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA-BPI総合連動型上場投信

NEXT FUNDS 外国株式・MSCI-KOKUSAI指数（為替ヘッジなし）連動型上場投信

NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス（除く日本・為替ヘッジなし）連動型上場投信

NEXT FUNDS 東証REIT指数連動型上場投信

NEXT FUNDS 外国REIT・S&P先進国REIT指数（除く日本・為替ヘッジなし）連動型上場投信

- ・ETFへの投資配分比率は、副投資顧問会社である野村證券株式会社の助言による各資産への投資配分比率※に基づいて投資顧問会社が決定します。

※副投資顧問会社が独自に開発したモデルを用い、各資産の期待リターンや推定リスク、各資産間の相関係数等をもとに最適化した結果を踏まえ決定します。一部の資産への投資配分比率がゼロとなる場合があります。

- ・国内株式、外国株式、国内REIT、外国REITの市場指数に連動する投資成果を目指すETFへの投資比率の合計は純資産総額に対して75%を上限とします。

- ・各ETFへの投資比率は、上記制限のもと、下記を上限の目処とします。

銘柄名

上限

NEXT FUNDS TOPIX連動型上場投信

30%

NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA-BPI総合連動型上場投信

60%

NEXT FUNDS 外国株式・MSCI-KOKUSAI指数（為替ヘッジなし）連動型上場投信

45%

NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス（除く日本・為替ヘッジなし）連動型上場投信

50%

NEXT FUNDS 東証REIT指数連動型上場投信 および NEXT FUNDS 外国REIT・S&P先進国REIT指数（除く日本・為替ヘッジなし）連動型上場投信 の合計

30%

※上記の各ETFへの投資比率の上限は、今後変更される場合があります。また、一時的に上限を超える場合があります。

- ・投資配分比率の見直しは定期的に行なうことを基本とします。市況見通しの変化等によっては、適宜リバランスや投資配分比率の見直しを行なう場合があります。

- ・効率的な運用を目的として、有価証券指数先物等を使用することがあります。

- ・ETFの投資比率は原則として高位を維持することを基本とします。

- ・資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

投資方針



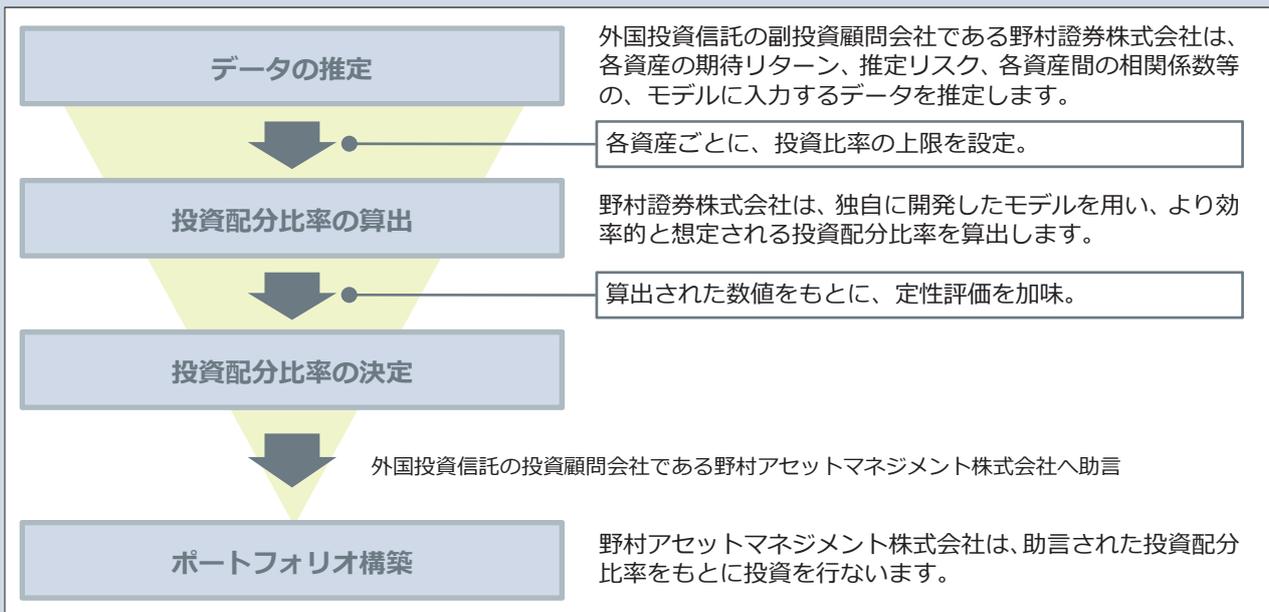
ファンドの目的・特色

| | |
|-----------------------|---|
| 主な投資制限 | <ul style="list-style-type: none"> 投資信託証券（上場投資信託証券を除く。）への投資割合は、ファンドの純資産総額の5%以内とします。 上場していない有価証券への投資割合は、原則としてファンドの純資産総額の15%以内とします。 |
| 収益分配方針 | 毎月、投資顧問会社と協議の上、受託会社の判断により、分配を行なう方針です。 |
| 償還条項 | ファンドの全クラスの合計の純資産残高が50億円を下回った場合にはファンドを、各クラスの純資産残高が50億円を下回った場合には当該クラスを、それぞれ償還する場合があります。 |
| ＜主な関係法人＞ | |
| 受託会社 | グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー |
| 投資顧問会社 | 野村アセットマネジメント株式会社 |
| 副投資顧問会社 | 野村証券株式会社 |
| 管理事務代行会社 保管銀行 | ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー |
| ＜管理報酬等＞ | |
| 信託報酬 | 純資産総額の0.62%（年率） |
| 実質的な負担 ^(注) | 純資産総額の0.76%±0.05%程度（年率） |
| 申込手数料 | なし |
| 信託財産留保額 | 1口につき純資産価格の0.30%（当初1口=1万円） |
| その他の費用 | <p>信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息など。</p> <p>ファンドの設立に係る費用（3年を超えない期間にわたり償却）。</p> |

(注) 投資対象とするETFの信託報酬を加味して算出したものです。この値は、2024年10月末時点のものであり、投資対象とするETFの変更等により今後変更となる場合があります。

上記のほか、一般社団法人投資信託協会の定めるファンド・オブ・ファンズ組入投資信託および投資法人の要件を満たしております。

■外国投資信託におけるポートフォリオ構築プロセス■



* 上記は2024年12月17日現在のものであり、今後変更となる場合があります。



ファンドの目的・特色

「野村マネー マザーファンド」について

残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券への投資により利息等収益の確保を図り、あわせてコール・ローンなどで運用を行なうことで流動性の確保を図ります。

スイッチング

「年3%目標払出」「年6%目標払出」間でスイッチングができます。
(販売会社によっては、スイッチングのお取扱いを行なわない場合があります。)

主な投資制限

| | |
|--------------|---|
| 株式への投資割合 | 株式への直接投資は行ないません。 |
| 外貨建資産への投資割合 | 外貨建資産への直接投資は行ないません。 |
| デリバティブの利用 | デリバティブの直接利用は行ないません。なお、外国投資信託の受益証券への投資を通じて、デリバティブ取引および為替予約取引を、実質的に投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的または為替相場等の変動リスクを減じる目的で、実質的に活用する場合があります。 |
| 投資信託証券への投資割合 | 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。 |

分配の方針

原則、毎年1月、3月、5月、7月、9月および11月の18日（休業日の場合は翌営業日）に分配を行ないます。

分配金額は、分配対象額の範囲内で、原則として基準価額水準等を勘案し、委託会社が決定します。なお、各決算時点の基準価額に対して、「年3%目標払出」は年率3%相当の分配を、「年6%目標払出」は年率6%相当の分配を行なうことを目指します。



* 委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。



ファンドの目的・特色

■ 投資資金（基準価額）の推移と分配のイメージ ■

年3%目標払出

投資資金 (基準価額)

- 目標分配率を年3%（各決算時0.5%）程度となるように定めて分配（資金払出し）を行なうことを目指します。
- 基準価額の年率3%（各決算時0.5%）程度の分配を行なうため、実質的には投資した資金の取り崩しとなる場合があります。そのため投資した資金は減少し、概ね分配金額は小さくなっていく場合があります。

年6%目標払出

投資資金 (基準価額)

- 目標分配率を年6%（各決算時1%）程度となるように定めて分配（資金払出し）を行なうことを目指します。
- 基準価額の年率6%（各決算時1%）程度の分配を行なうため、実質的には投資した資金の取り崩しとなる場合があります。そのため投資した資金は減少し、概ね分配金額は小さくなっていく場合があります。また、長期的に基準価額が下落していくことが想定されます。

* 上記の図はあくまでイメージであり、実際の投資資金（基準価額）の動きとは異なります。将来の投資成果を示唆・保証するものではありません。

目標分配率に応じた分配（資金払出し）を奇数月に行なうことを目指しますが、各期末において目標分配率に応じた分配が実現されることを保証するものではありません。市場環境等によっては、目標分配率に応じた分配の実現が困難となる場合があります。

※ 目標分配率とは、ファンドの決算日における基準価額に対する分配率の目安を示すものです。

※ 目標分配率はファンドの一定利回りを保証するものでも示唆するものでもありません。目標分配率および実際の分配金額の如何に関わらず、ファンドの利回りは期中及び各期末の基準価額によって変動しますので、あらかじめ予想できるものではありません。

※ 分配金額は分配方針に基づき、委託会社が決定します。したがって、実際の分配金額は目標分配率を上回ったり下回ったりする場合があります。

※ 決算期末にかけて基準価額が急激に変動した場合等には、委託会社の判断で目標分配率に応じた分配の実現が困難となる場合や分配金が支払われない場合があります。

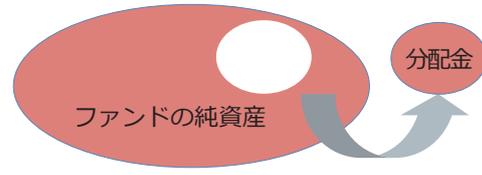
※ 分配の一部または全部が投資元本の取り崩しとなる場合があります。



ファンドの目的・特色

◆分配金に関する留意点

●分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。

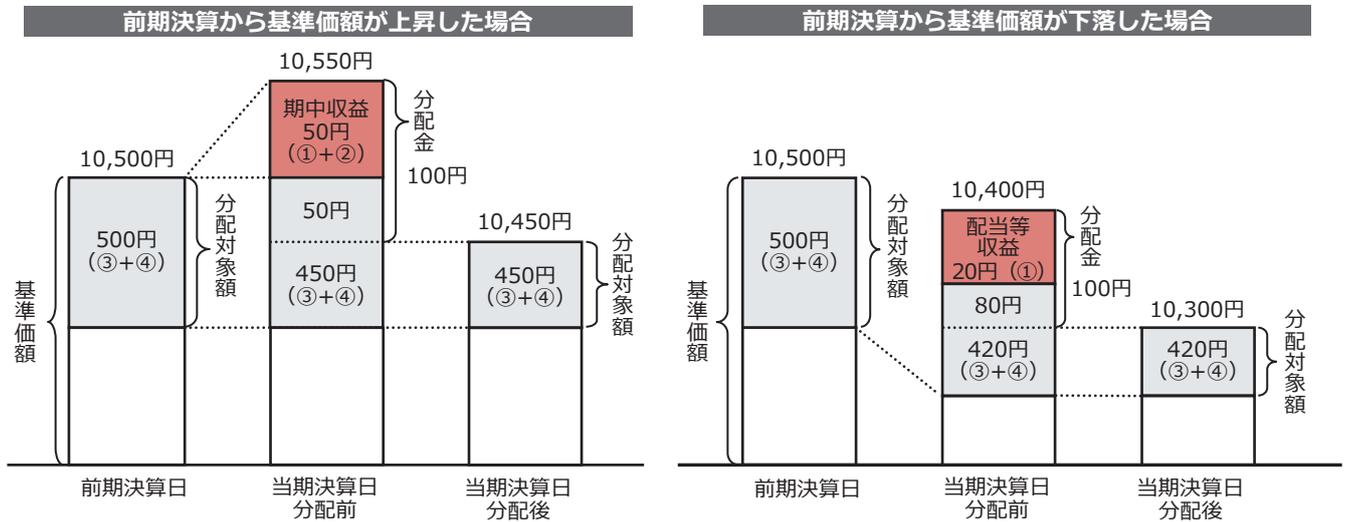


●ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

・計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

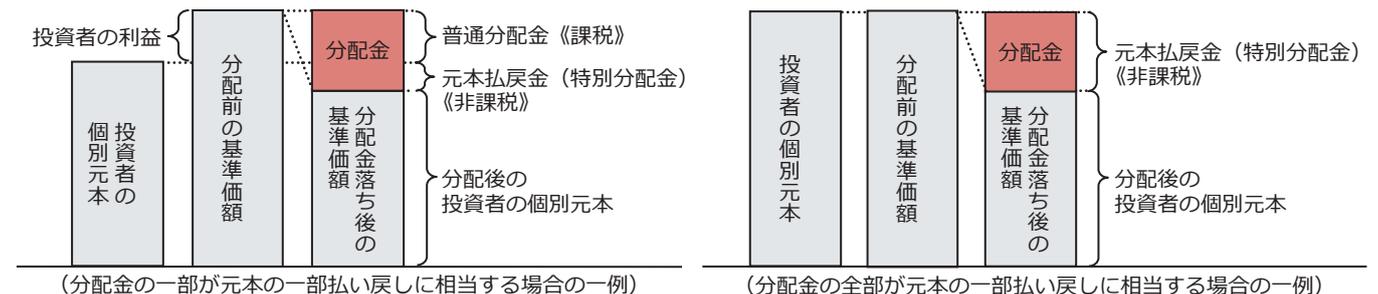
分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金④収益調整金です。



●投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

| | |
|---------------|--|
| 普通分配金 | 分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本と同額の場合または投資者の個別元本を上回っている場合には分配金の全額が普通分配金となります。 (普通分配金に対する課税については、後述の「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。) |
| 元本払戻金 (特別分配金) | 分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本を下回っている場合には、下回る部分の分配金の額が元本払戻金 (特別分配金) となります。 |

◆投資者が元本払戻金 (特別分配金) を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金 (特別分配金) を控除した額が、その後の投資者の個別元本となります。



分配金に関する留意点に記載の図はイメージ図であり、全ての状況について説明したものではありません。また、実際の分配金額や基準価額について示唆、保証するものではありません。



投資リスク

■ 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。したがって、ファンドにおいて、**投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。**

| | |
|--------------|--|
| 株価変動リスク | ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けません。 |
| REITの価格変動リスク | REITは、保有不動産の状況、市場金利の変動、不動産市況や株式市場の動向等により、価格が変動します。ファンドは実質的にREITに投資を行ないますので、これらの影響を受けません。 |
| 債券価格変動リスク | 債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けません。 |
| 為替変動リスク | ファンドは、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けません。 |

* 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

■ その他の留意点

- ◆ **ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。**
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが遅延する可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- ファンドが投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合は、ファンドを繰上償還させます。
- 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ファンドが実質的に投資する上場投資信託証券を、国内の金融商品取引所において購入あるいは売却しようとする際に、市場の急変等による流動性の低下や、上場投資信託証券の設定交換不可日等による流動性の制約により、購入もしくは売却が困難または組入れに時間がかかる場合があります。また、流動性の低下等により、不利な条件での売買となった場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。



投資リスク

■ リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの考査および運用リスクの管理をリスク管理関連の委員会を設けて行なっております。

- パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

- 運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

- ※流動性リスク管理について

流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

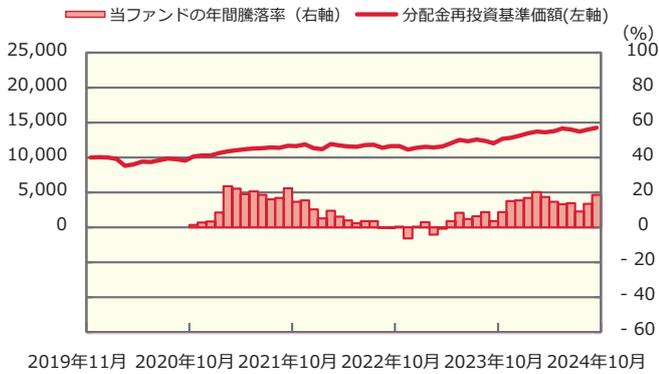


投資リスク

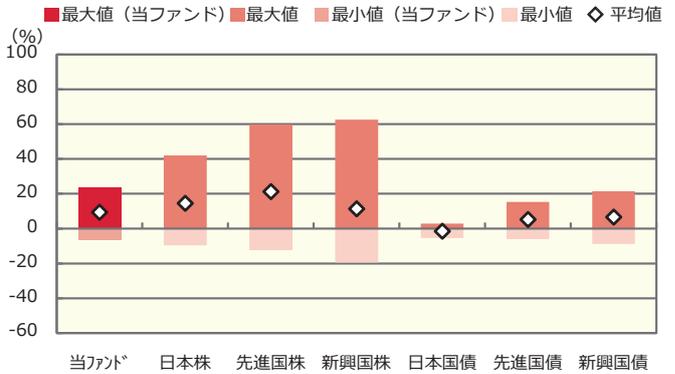
■ リスクの定量的比較 (2019年11月末～2024年10月末：月次)

■ 年3%目標払出

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



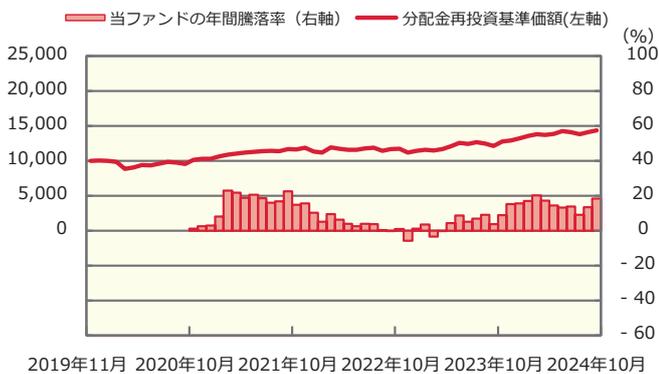
| | 当ファンド | 日本株 | 先進国株 | 新興国株 | 日本国債 | 先進国債 | 新興国債 |
|---------|-------|-------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 最大値 (%) | 23.6 | 42.1 | 59.8 | 62.7 | 2.9 | 15.3 | 21.5 |
| 最小値 (%) | △ 6.3 | △ 9.5 | △ 12.4 | △ 19.4 | △ 5.5 | △ 6.1 | △ 8.8 |
| 平均値 (%) | 9.4 | 14.5 | 21.3 | 11.4 | △ 1.5 | 5.2 | 6.7 |

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2019年11月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2020年11月から2024年10月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

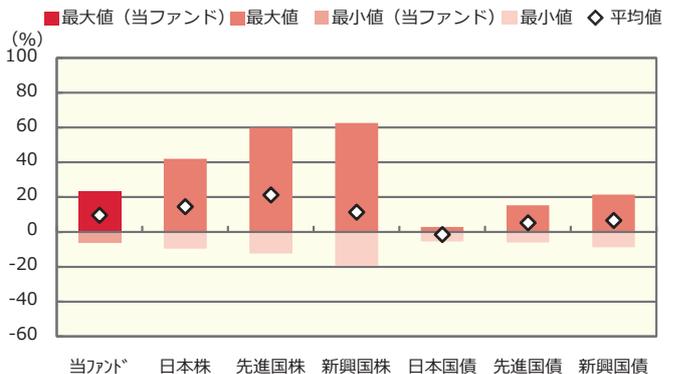
- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2019年11月から2024年10月の5年間（当ファンドは2020年11月から2024年10月）の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

■ 年6%目標払出

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



| | 当ファンド | 日本株 | 先進国株 | 新興国株 | 日本国債 | 先進国債 | 新興国債 |
|---------|-------|-------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 最大値 (%) | 23.0 | 42.1 | 59.8 | 62.7 | 2.9 | 15.3 | 21.5 |
| 最小値 (%) | △ 5.8 | △ 9.5 | △ 12.4 | △ 19.4 | △ 5.5 | △ 6.1 | △ 8.8 |
| 平均値 (%) | 9.5 | 14.5 | 21.3 | 11.4 | △ 1.5 | 5.2 | 6.7 |

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2019年11月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2020年11月から2024年10月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2019年11月から2024年10月の5年間（当ファンドは2020年11月から2024年10月）の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。



投資リスク

<代表的な資産クラスの指数>

- 日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
- 日本国債：NOMURA-BPI国債
- 先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）
- 新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド（円ベース）

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

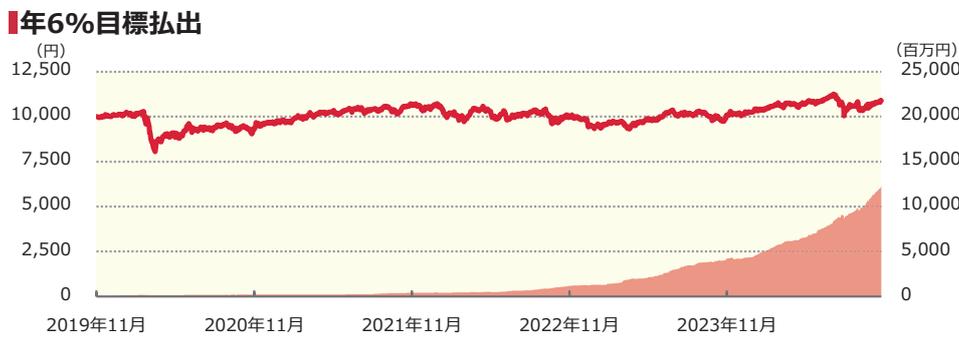
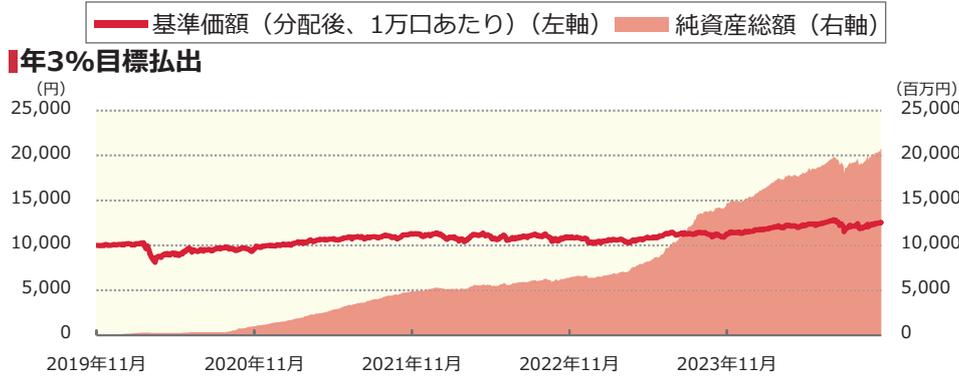
- 東証株価指数（TOPIX）（配当込み）・・・配当込みTOPIX（「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」といいます。）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標は、株式会社J P X総研又は株式会社J P X総研の関連会社（以下「J P X」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標に関するすべての権利はJ P Xが有します。J P Xは、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、J P Xにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJ P Xは責任を負いません。
 - MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）・・・MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
 - NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
 - FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）・・・FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
 - JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド（円ベース）・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド（円ベース）」（ここでは「指数」とよびます）についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。
- 米国のJ.P. Morgan Securities LLC（ここでは「JPMSLLC」と呼びます）（「指数スポンサー」）は、指数に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。
- JPMSLLCはNASD, NYSE, SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPPI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

（出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他）



運用実績 (2024年10月31日現在)

■ 基準価額・純資産の推移 (日次：設定来)



■ 分配の推移

(1万口あたり、課税前)

■ 年3%目標払出

| | |
|---------|---------|
| 2024年9月 | 50 円 |
| 2024年7月 | 60 円 |
| 2024年5月 | 60 円 |
| 2024年3月 | 60 円 |
| 2024年1月 | 50 円 |
| 直近1年間累計 | 330 円 |
| 設定来累計 | 1,480 円 |

■ 年6%目標払出

| | |
|---------|---------|
| 2024年9月 | 100 円 |
| 2024年7月 | 100 円 |
| 2024年5月 | 100 円 |
| 2024年3月 | 100 円 |
| 2024年1月 | 100 円 |
| 直近1年間累計 | 600 円 |
| 設定来累計 | 2,880 円 |

■ 主要な資産の状況

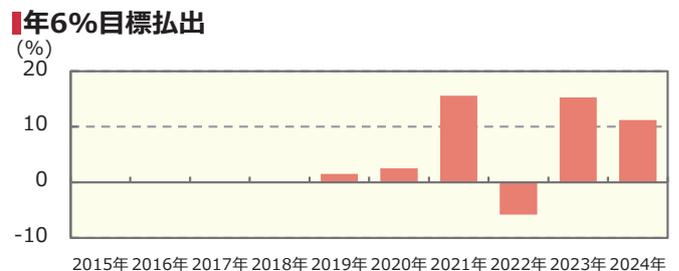
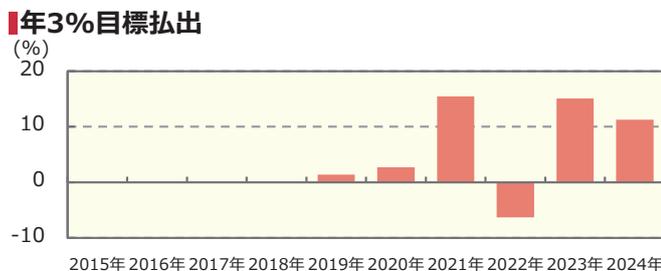
■ 年3%目標払出

| 順位 | 銘柄 | 投資比率 (%) |
|----|--|----------|
| 1 | ノムラ・マネージド・マスター・トラスト・グローバル・バランス・ファンド-デキュムレーティングクラス6 | 99.0 |
| 2 | 野村マネー マザーファンド | 0.0 |

■ 年6%目標払出

| 順位 | 銘柄 | 投資比率 (%) |
|----|--|----------|
| 1 | ノムラ・マネージド・マスター・トラスト・グローバル・バランス・ファンド-デキュムレーティングクラス6 | 98.5 |
| 2 | 野村マネー マザーファンド | 0.0 |

■ 年間収益率の推移 (暦年ベース)



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・ファンドにベンチマークはありません。
- ・2019年は設定日（2019年11月8日）から年末までの収益率。
- ・2024年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。●グラフの縦軸の目盛りはファンドごとに異なる場合があります。



手続・手数料等

■ お申込みメモ

| | | |
|--------------------------|--|--|
| 購 入 単 位 | 購入コース | 購入単位 |
| | 一般コース (分配金を受取るコース) | 1万口以上1万口単位 (当初元本1口=1円) または 1万円以上1円単位 |
| | 自動けいぞく投資コース (分配金が再投資されるコース) | 1万円以上1円単位 |
| (原則、購入後に購入コースの変更はできません。) | | |
| 購 入 価 額 | 購入申込日の翌営業日の基準価額 (ファンドの基準価額は1万口あたりで表示しています。) | |
| 購 入 代 金 | 原則、購入申込日から起算して5営業日目までに、お申込みの販売会社にお支払いください。 | |
| 購 入 に 際 し て | 販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。 | |

| | | |
|---------|--|-------------------|
| 換 金 単 位 | 購入コース | 換金単位 |
| | 一般コース | 1万口単位、1口単位または1円単位 |
| | 自動けいぞく投資コース | 1円単位または1口単位 |
| 換 金 価 額 | 換金申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額 | |
| 換 金 代 金 | 原則、換金申込日から起算して5営業日目から、お申込みの販売会社でお支払いします。 | |

| | |
|-----------------------------------|---|
| 申 込 締 切 時 間 | 原則、午後3時30分までに、販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。 (販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。) |
| 購 入 の 申 込 期 間 | 2024年12月18日から2025年12月17日まで * 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。 |
| 換 金 制 限 | 1日1件10億円を超える換金は行なえません。なお、別途換金制限を設ける場合があります。 |
| ス イ ッ チ ン グ | 「年3%目標払出」「年6%目標払出」間でスイッチングができます。 なお、「のむラップ・ファンド (保守型)」「のむラップ・ファンド (やや保守型)」「のむラップ・ファンド (普通型)」「のむラップ・ファンド (やや積極型)」「のむラップ・ファンド (積極型)」の換金代金をもって、「年3%目標払出」「年6%目標払出」へのスイッチングが可能です。 スイッチングの方法等は、購入、換金の場合と同様です。 (販売会社によっては、一部または全部のスイッチングのお取扱いを行わない場合があります。) |
| 申 込 不 可 日 | 販売会社の営業日であっても、下記に該当する場合には、原則、購入、換金、スイッチングの各お申込みができません。 ○ 申込日当日あるいは申込日の翌営業日が、ルクセンブルクの銀行の休業日に該当する場合または12月24日である場合 ○ ルクセンブルクの連休等で、購入、換金の申込みの受付を行わないものとして委託会社が指定する日 |
| 購 入 ・ 換 金 申 込 受 付 の 中 止 及 び 取 消 し | 金融商品取引所等における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金、スイッチングの各お申込みの受付を中止すること、および既に受付けた購入、換金、スイッチングの各お申込みの受付を取消することがあります。 |



手続・手数料等

| | |
|---------------|--|
| 信 託 期 間 | 無期限（2019年11月8日設定） |
| 繰 上 償 還 | 各ファンドにつき、主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合、安定運用に切り替えた場合は、償還となります。 また、各ファンドにつき、受益権口数が30億口を下回った場合等は、償還となる場合があります。 |
| 決 算 日 | 原則、毎年1月、3月、5月、7月、9月および11月の18日（休業日の場合は翌営業日） |
| 収 益 分 配 | 年6回の決算時に分配を行ないます。（再投資可能） |
| 信 託 金 の 限 度 額 | 各ファンドにつき、1兆円 |
| 公 告 | 原則、 https://www.nomura-am.co.jp/ に電子公告を掲載します。 |
| 運 用 報 告 書 | 3月、9月のファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に交付します。 |
| 課 税 関 係 | 課税上は、株式投資信託として取扱われます。 配当控除の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。 ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 * 上記は2024年10月末現在の情報に基づくものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。 |

※購入、換金、スイッチングの各お申込みの方法ならびに単位、および分配金のお取扱い等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。



手続・手数料等

■ ファンドの費用・税金

ファンドの費用

| 投資者が直接的に負担する費用 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|------------------------------|--|--------------------|----------------|------|--|------|--|------|---|-----------------------------|--|----------------|---------------|--|------------------------------|
| 購入時手数料 | 購入価額に 1.1% (税抜1.0%) 以内 で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額 (詳しくは販売会社にお問い合わせ、もしくは購入時手数料を記載した書面をご覧ください。) 購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 信託財産留保額 | 換金時に、基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 投資者が信託財産で間接的に負担する費用 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 運用管理費用 (信託報酬) | 信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。 ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。 信託報酬率の配分は下記の通りとします。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">信託報酬率</th> <th>年0.627% (税抜年0.57%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">支払先の配分 (税抜)</td> <td>委託会社</td> <td>ファンドの運用とそれに伴う調査、 受託会社への指図、 法定書面等の作成、 基準価額の算出等 年0.15%</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>購入後の情報提供、 運用報告書等各種書類の送付、 口座内でのファンドの管理 および事務手続き等 年0.40%</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>ファンドの財産の保管・管理、 委託会社からの指図の実行等 年0.02%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">投資対象とする外国投資信託の実質的な負担 (注1) ※</td> <td>年0.76%±0.05%程度</td> </tr> <tr> <td colspan="2">実質的な負担 (注2) ※</td> <td>年1.39%±年0.05% 程度 (税込)</td> </tr> </tbody> </table> | 信託報酬率 | | 年0.627% (税抜年0.57%) | 支払先の配分 (税抜) | 委託会社 | ファンドの運用とそれに伴う調査、 受託会社への指図、 法定書面等の作成、 基準価額の算出等 年0.15% | 販売会社 | 購入後の情報提供、 運用報告書等各種書類の送付、 口座内でのファンドの管理 および事務手続き等 年0.40% | 受託会社 | ファンドの財産の保管・管理、 委託会社からの指図の実行等 年0.02% | 投資対象とする外国投資信託の実質的な負担 (注1) ※ | | 年0.76%±0.05%程度 | 実質的な負担 (注2) ※ | | 年1.39%±年0.05% 程度 (税込) |
| | 信託報酬率 | | 年0.627% (税抜年0.57%) | | | | | | | | | | | | | | |
| | 支払先の配分 (税抜) | 委託会社 | ファンドの運用とそれに伴う調査、 受託会社への指図、 法定書面等の作成、 基準価額の算出等 年0.15% | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 販売会社 | 購入後の情報提供、 運用報告書等各種書類の送付、 口座内でのファンドの管理 および事務手続き等 年0.40% | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 受託会社 | ファンドの財産の保管・管理、 委託会社からの指図の実行等 年0.02% | | | | | | | | | | | | | | |
| 投資対象とする外国投資信託の実質的な負担 (注1) ※ | | 年0.76%±0.05%程度 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 実質的な負担 (注2) ※ | | 年1.39%±年0.05% 程度 (税込) | | | | | | | | | | | | | | | |
| (注1) ファンドが投資対象とする外国投資信託の信託報酬 (年0.62%) に外国投資信託が投資対象とするETFの信託報酬 (2024年10月末時点) を加味して算出したものです。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (注2) ファンドが投資対象とする外国投資信託の実質的な負担 (2024年10月末時点) を加味して、投資者が実質的に負担する信託報酬率について算出したものです。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ※これらの値は、2024年12月17日現在で委託会社が知りうる情報を基に算出しています。なお、外国投資信託が投資対象とするETFの変更等により今後変更となる場合があります。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他の費用・手数料 | その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ 組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・ 監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用 ・ ファンドに関する租税 等 | | | | | | | | | | | | | | | | |



手続・手数料等

税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時期 | 項目 | 税金 |
|------------------|----------------------|--|
| 分配時 | 所得税、復興特別所得税 及び地方税 | 配当所得として課税 普通分配金に対して20.315% |
| 換金（解約）時及び 償還時 | 所得税、復興特別所得税 及び地方税 | 譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315% |

* 上記は2024年10月末現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

* 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

* 法人の場合は上記とは異なります。

* 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（参考情報）ファンドの総経費率

（単位：％）

| | 総経費率 (①+②+③+④) | ①ファンドの運用 管理費用の比率 | ②ファンドのそ の他費用の比率 | ③投資先ファンド の運用管理費用の 比率 | ④投資先ファンド の運用管理費用以 外の比率 |
|---------|-------------------|---------------------|--------------------|----------------------------|------------------------------|
| 年3%目標払出 | 1.30 | 0.62 | 0.00 | 0.61 | 0.07 |
| 年6%目標払出 | 1.30 | 0.62 | 0.00 | 0.61 | 0.07 |

（2024年3月19日～2024年9月18日）

* 総経費率の算出にあたっては、作成期中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。）を作成期中の平均受益権口数に作成期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除しています。

* ファンドの費用は交付運用報告書に記載している1万口当たりの費用明細において用いた簡便法により算出したものです。

* 各費用は、原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。

* 各比率は、年率換算した値です。

* 投資先ファンドとは、ファンドが組み入れている投資信託証券等（マザーファンドを除く。）です。

* ファンドの費用は、マザーファンドが支払った費用を含み、投資先ファンドが支払った費用を含みません。

* ファンドのその他費用には、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用が含まれます。

* ファンドの費用と投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。

* 投資先ファンドの純資産総額等によっては、投資先ファンドの運用管理費用以外の比率が高まる場合があります。

* 投資先ファンドの費用は、交付運用報告書作成時点において、委託会社が知りうる情報をもとに作成しています。

* 上記の前提条件で算出したものです。このため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

* 最新の詳細費用につきましては、委託会社ホームページに掲載している交付運用報告書をご覧ください。



追加的記載事項

- ファンドの名称について
「(年3%目標払出) のむラップ・ファンド (普通型)」を「年3%目標払出」、「(年6%目標払出) のむラップ・ファンド (普通型)」を「年6%目標払出」という場合があります。

